

～宅建事業者の皆さまへ～

神河町での宅地分譲地の開発をお願いします。

神河町では町内への移住・定住促進のため、宅地造成・分譲いただける民間事業者様に神河町宅地開発支援事業補助金を交付しています。

1 補助金額

分譲区画 1 区画につき 50 万円

2 補助対象事業の要件

補助金の対象となる事業は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとしてします。

(1)補助対象となる事業地は、既設の上下水道管を有する道路に接道していること。あるいは町と協議の上、これから自己費用で上下水道管の延長または上下水道設備の整備を計画していること。

(2)事業地は、神河町防災ハザードマップで定める、立退き避難が必要な区域、土砂災害(特別)警戒区域および山地災害危険区域以外の区域であること。

(3)農業振興地域の農用地区域外であること。

(4)3 区画以上の宅地分譲事業であること。

(5)1 区画面積が 165 平方メートル以上であることとします。

(6)予定建築物の用途が、一戸建て専用住宅または一戸建て併用住宅(併用住宅の場合は、延床面積の 2 分の 1 以上が居室部分であり、玄関、台所、浴室、便所および居室を有しているもの)であること。

3 交付対象者

補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する事業者とします。

(1)宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者である者

(2)神河町暴力団排除条例(平成25年神河町条例第5号)第2条各号に規定する者でないこと。

4 補助金活用をご検討される場合は

予算に限りがありますので、補助金の活用・事業化をご検討いただける場合は、お早めにご相談ください。

補助金の申請手続き等は補助金交付要綱・様式等をご確認下さい。(右QRコード参照)



お問い合わせは

神河町役場ひと・まち・みらい課

所在地:〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地(神河町役場本庁舎 2 階)

電話番号:0790-34-0002 FAX: 0790-34-0691

メール:hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

宅建事業者の皆様のお力をぜひお貸し下さい！

神河町では、平成26年度から若者世帯向け住宅取得事業補助金(最大190万円)、若者世帯向け家賃補助事業(月額最大2万円)などの制度が効果を発揮しており(H26~403世帯1,414人)、住宅建設用の分譲地や集合住宅が不足しています。宅建事業者の皆様のお力をぜひお貸し下さい。